

(関連分野) 防犯・防火
(事業の名称) 振り込め詐欺(恐喝)防止のためATM周辺において注意喚起を行う事業
(関係省庁名) 警察庁
事業の概要
(事業の内容) 振り込め詐欺(恐喝)防止のため、銀行等のATM周辺においてATM利用者に声掛け等を行うなどにより、注意喚起を行う。 (実施主体) 都道府県又は市町村が民間企業に委託して実施する。
(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果 振り込め詐欺(恐喝)被害の水際防止の推進：銀行等のATM周辺においてATM利用者に声掛け等を行うなどにより、注意喚起を行い、振り込め詐欺(恐喝)被害を水際で防止する。
(先行事例)
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 警察庁生活安全局生活安全企画課 係長 津村優介 電話番号：03-3581-0141 (内線 4888) / ファックス：03-3581-0096

<p>(関連分野) 防犯・防火</p>
<p>(事業の名称) 防火安全対策の普及啓発事業</p>
<p>(関係省庁名) 総務省消防庁</p>
<p>事業の概要</p>
<p>(概要) 防火安全対策の周知徹底のため、消防用設備等の設置・維持、防火管理、住宅防火対策等の知識を有する防火安全対策普及員を養成し、以下の訪問指導や普及啓発活動、相談窓口設置、違反是正支援等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 百貨店等、多数の者が出入りする大規模施設における防火対策 ○ 雑居ビル等の火災発生時の危険性の高い施設の防火対策 ○ 住宅用火災警報器の普及をはじめとした住宅防火対策 <p>(実施規模) 対象とする防火対象物数、業務量等にに応じて市町村の自由設計</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 防火安全対策普及員の派遣 ○ パンフレット等の配付 ○ 消防機関が実施する違反是正の支援 ○ 消防用設備等の効果的な設置方法、維持管理の指導 ○ 消防計画作成のアドバイス、消防訓練の指導 ◎ 相談窓口の設置 ○ 防火安全対策の相談対応 ○ 防火管理、消防用設備等の維持管理の相談対応 <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：予定される事業の実施により防火対象物の防火安全確保、住宅用火災警報器の設置促進等が図られる。</p> <p>(先行事例) 平成13～16年度の緊急地域雇用創出特別基金事業において、平成13年9月の新宿区雑居ビル火災を踏まえた雑居ビル等の防火安全対策のための普及啓発事業が実施されている。</p> <p>(期間後の取扱い) 各市町村の判断により、独自事業として継続実施も考えられる。</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 総務省消防庁予防課 課長補佐 三浦 / 係長 村井 電話番号：03-5253-7523 / ファックス：03-5253-7533</p>

<p>(関連分野) 防犯・防火</p>
<p>(事業の名称) 高齢者に対する防犯指導等を通じて安全・安心なまちづくりを推進する事業</p>
<p>(関係省庁名) 警察庁</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者が多く集まる集会等への参加、集会等に参加できない高齢者の自宅への訪問等により、警察と連携し、高齢者を対象に振り込み詐欺(恐喝)その他の犯罪について時機に応じた防犯指導等の補助を行う。 上記の集会等の他に、定期的に防犯講習会等を企画する、又は高齢者が参加しやすいイベント等を企画する際の補助をすることで地域の高齢者のネットワーク形成を促進する。 <p>(実施主体) 都道府県又は市町村</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者に対する時節に応じた防犯指導:オレオレ詐欺(恐喝)又は還付金等詐欺に代表される振り込み詐欺(恐喝)その他の高齢者を対象とする犯罪が多発しているところ、高齢者の犯罪被害を防止する。 ② 地域の高齢者ネットワークの創出:地域における高齢者間のネットワーク形成を促進し、犯罪に強いまちづくりを促進する。 <p>(先行事例)</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 警察庁生活安全局生活安全企画課 係長 津村優介 電話番号: 03-3581-0141 (内線 4888) / ファックス: 03-3581-0096</p>

<p>(関連分野) 防犯・防火</p>
<p>(事業の名称) 通学路、公園、商店街、駅、繁華街等において警備員が防犯パトロール等を行う事業</p>
<p>(関係省庁名) 警察庁</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業の内容) 警備員として雇用し、子どもを犯罪被害や事故から守るため、通学路や公園等における防犯パトロールやスクールゾーンでのバリケードの設置・撤去等を実施するほか、通り魔殺傷事件、ひったくり等の街頭犯罪の未然防止のため、商店街、駅、繁華街等における防犯パトロールを実施する。</p> <p>(実施主体) 都道府県又は市町村が民間企業に委託して実施する。</p> <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果</p> <p>① 子どもの犯罪被害又は交通事故の防止：通学路等において防犯パトロールを実施することや、スクールゾーンにおいてバリケードの設置・撤去等を実施することにより、子どもを犯罪被害又は交通事故から守る。</p> <p>② 街頭犯罪の未然防止：商店街、駅、繁華街等における防犯パトロールを実施することにより、通り魔殺傷事件、ひったくり等の街頭犯罪を未然に防止する。</p> <p>③ 離職者等に対する職業訓練：離職者、雇止めされた労働者等に対し、警備員としての職業訓練を実施する。</p>
<p>(先行事例)</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 警察庁生活安全局生活安全企画課 係長 津村優介 電話番号：03-3581-0141 (内線 4888) / ファックス：03-3581-0096</p>

<p>(関連分野) 防犯・防火</p>
<p>(事業の名称) 留置業務の支援をする事業</p>
<p>(関係省庁名) 警察庁</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容) ・ 留置業務支援員は、留置施設外で被留置者と接しない業務、具体的には糧食の搬送や湯茶の準備、被留置者の衣類等の洗濯や乾燥、留置事務室等の清掃等のサービスを提供する。 ・ 留置管理業務に関する事前の研修を雇用下で行う。</p> <p>(実施主体) 都道府県警察が直接留置業務支援員を採用し、又は事業を民間企業等に委託して実施する。</p> <p>(委託費水準) 都道府県警察の自由設計。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果</p> <p>① 留置管理室の適正な管理運営の強化：留置業務のうち、必ずしも警察官の身分をもって行う必要のない業務を留置業務支援員に担ってもらうことにより、看守勤務員にしか行うことのできない被留置者の処遇の適正性や自殺・逃走事故防止の徹底等を確保する。</p> <p>② 地域との連携：事業を委託して実施する場合は、当該委託契約により、地域の民間企業等との連携を確保する。</p>
<p>(先行事例) 都道府県警察が直接留置業務支援員を採用し実施する事業については、平成 20 年 4 月 1 日現在、27 都府県警察で実施している。</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 警察庁長官官房総務課 課長補佐 唐島 / 係長 西村 電話番号：03-3581-0141 / ファックス：03-3581-2019</p>

<p>(関連分野) 防犯・防火</p>
<p>(事業の名称) 空港内貨物地区におけるゲート警備業務</p>
<p>(関係省庁名) 国土交通省</p>
<p>事業の概要 空港内貨物地区にて貨物業者が航空保安規定ガイドラインに基づき、入出用のゲートを設置し、入出管理を行うこととなっているが、貨物業者資金難の為、適切な入出管理体制(警備員の立哨)が出来ていない空港がある。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など)</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：警備員を最低2名24時間要員配備することにより、空港内の警備体制が強化される</p>
<p>(先行事例)</p>
<p>(期間後の取扱い) 期間終了後は、貨物事業者が、直接雇用することになる</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 国土交通省航空局空港政策課 企画官 堀江 係長 中山 電話番号：03-5253-8111 フラックス：03-5253-1658</p>

<p>(関連分野) 防犯・防火</p>
<p>(事業の名称) 防災気象情報の活用体制強化推進事業</p>
<p>(関係省庁名) 気象庁</p>
<p>事業の概要 (事業内容) 気象庁では、災害犠牲者ゼロを目指し、平成22年度にかけて、気象警報を市町村毎に発表する等、防災気象情報の改善を行う計画である。 地方公共団体において高度化された防災気象情報を有効活用するため、最新のICT(情報通信)技術を活用した迅速・確実な情報伝達体制(気象台～都道府県～市町村～防災関係者など)を構築するとともに、町内会や地元企業等において防災リーダーを確保して地域防災力を強化することを目指した講演会や講座等の取組を充実させる。 (事業例) ○防災気象情報の伝達・共有施設の整備 ○気象台等と連携した講演会や講座の開催、普及・啓発資料の配布 ○集中豪雨など近年の災害事例における教訓調査 ○先進的な他の地方公共団体の取組・整備状況の調査</p>
<p>(設備・人員の基準) 原則として、自治体の自由設計。 ① 気象台を始め多くの防災関係機関・者と協調した取組とする。 ② 「気象庁防災情報XMLフォーマット」等の最新のICT技術の知見を有するコーディネーターの意見を聞く。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 制度改正：特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： ① 自然災害に係る「犠牲者ゼロ」に大きく貢献 ② 詳細で高度化された気象警報等の防災情報を自治体において幅広く活用</p>
<p>(先行事例)</p>
<p>(期間後の取扱い) 期間内の平成21～22年度において事業を完了する予定。ただし、地方公共団体の独自事業として継続実施も考えられる。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 国土交通省気象庁予報部業務課 課長補佐 松村 電話番号：03-3212-8341 / ファックス：03-3284-0180</p>